

病院を設置している学校法人へのヒアリング（概要）

<a大学の場合> 医学部を持ち、附属病院を設置

①教員は、講座・研究室の区分で教員の発令を分けて管理

- ・一般教育や基礎医学の講座所属教員：医学部発令
- ・臨床医学の講座所属：病院発令

※病院発令でも学会出席や臨床研修の指導等、教育を行うことがある

②教育、研究、診療は一体不可分、区分の考え方は、教員により異なる。

③暫定的に仮置きした割合が将来的に継続的に使えるのかは分からない。

④教員個人の勤務時間やエフォートの積み上げは手間がかかる。

日本の労働契約は、ジョブディスクリプションがしっかりあるわけではなく、業務外の仕事の依頼に応じる傾向があるので、契約を基に勤務時間やエフォートを把握することは困難。

⑤管理会計上、会計基準で作成した収支計算書上の病院本務者の人件費のうち、ある割合を医学部人件費に振替している。

⑥人件費按分のため、法人が自ら割合を決めて配分するとした場合、每期教員に業務状況をアンケートし、把握する必要がある。

⑦毎年度 6 月末まで決算作成・届出のスケジュールの中で、教員業務状況を確認するのは、スケジュール的に学校法人も会計監査人も厳しい。例えば、教員の業務状況を把握する時期を期中の時間が取れる別の時期に実施し、決算書類作成時に当てはめるなどの対応が必要。

⑧勤務状況について教員に確認するとした場合、事業活動収支内訳表において附属病院の人件費を計上していない大学はどう対応するかという点が問題として出てくる。

⑨本院・分院は対等の関係。但し、医学部に近い病院は教育研究に関わる比率が高い。

⑩事務員、看護師、コメディカル・スタッフ、技師等の職員の所属は各病院。

看護師が授業を担当している場合、1コマ単位で兼任講師料を支払っており、看護学部の教員人件費として計上しており、人件費の按分は不要。

⑪光熱水費は発生場所で計上するので、病院で発生した光熱水費は病院に計上。実習で

の使用分を分けるとなると、人件費と同様に按分について問題が生じる。

- ⑫セグメント情報の教育活動収支は、キャッシュが動く部分と動かない部分が混在しているので、管理会計からやり直しが生じる。管理会計の比率をつかって人件費を割り戻し、セグメント情報として記載するというのであれば、可能。ただし、教育研究への姿勢が見えることについて、抵抗感がある大学もあるかもしれない。
- ⑬セグメント情報は事業活動収支計算書ベースなので、作業自体は大した負担ではない。ただし、人件費は、給与だけでなく、退職金、退職財団交付金収入を按分する必要がある。そのため、人事担当部署等の作業負担に影響する可能性あり。
- ⑭現行の発令基準が「発令基準でもいいのではないか」という考え方はあり得る。臨床の方が多いのは目に見えている。実態とは多少違う点もあるがこのままでもいい。

<β大学の場合> 医歯学部を持たずに病院を設置

- ①病院と兼務している教員は大学全体で数名
- ②病院と大学を兼務する教員の人件費の配分は、担当する日数を使って按分しているが集中講義などを担当する場合は、配分が困難
- ③兼務状況を時間で把握する場合は、タイムカードで管理することになるが、病院業務中の空いた時間で学生のレポートを採点する場合など、業務の区切りが難しい
- ④事務員については、病院発令
- ⑤看護師は職員として会計処理
- ⑥病院は、大学の施設・建物とは独立しているので、共通経費はない